

国際医療福祉大学の留学生の臨床研修に係る対応について

国際医療福祉大学における医学部新設の経緯

- 国際医療福祉大学医学部（千葉県成田市）は、国家戦略特区制度を活用し、「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」（平成27年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定）に基づき平成29年4月に開設された。
- 当該方針に基づき、国際医療福祉大学は、入学定員のうち毎年20人を留学生枠として、留学生を受け入れている。

「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」（抜粋）

○方針・進め方

世界最高水準の「国際医療拠点」としての医学部の新設のため、以下の留意点への対応状況について、成田市分科会における議論を踏まえ、内閣府、文部科学省、厚生労働省において確認を行った上で必要な取組を進めることとする。

○留意点（必要な条件整備）

国家戦略特区の趣旨を踏まえ、一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元の異なる、上記の目的に沿った際だった特徴を有する医学部とすること。

具体的には、以下の事項について総合的に取り組み、際立った特徴を有するものであること。

- 国際医療拠点としてふさわしい留学生の割合
- 海外の大学との学生交流に関する協定の締結

国際医療福祉大学の留学生の臨床研修に係る対応について

千葉県からの要望

- 国際医療福祉大学医学部では、令和5年3月に第1期生（約140名）が卒業し、同年4月から臨床研修に進む予定。
- 第1期生のうち20名は留学生であり、同大学は、これら留学生に対して、国際医療福祉大学成田病院（千葉県）を基幹型臨床研修病院として、臨床研修を実施する方針。
- 同大学の方針を踏まえ、千葉県からは国に対して「国際医療拠点をつくるという国家戦略特区の趣旨を踏まえた外国人留学生の研修を行う臨床研修病院にのみ定員配分することのできる、「外国人留学生により加算された定員」の創設など、国家戦略特区の趣旨に鑑み、弾力的な扱いをお願いしたい」旨の要望がなされている。

対応方針(案)

- 国際医療福祉大学医学部の設立は、「国際医療拠点」をつくるという国家戦略特区の趣旨に基づくものであり、また、留学生の受入れは「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針」に沿って行われているもの。
- 国家戦略特区において、養成課程（大学、臨床研修）から留学生を受け入れ、医師としてのスキルを獲得・向上させることにより、「国際医療拠点」の実現を目指そうとする千葉県及び国際医療福祉大学の取組に対して、臨床研修制度においても一定の配慮が必要。
- このため、例えば、留学生が、国際医療福祉大学成田病院において確実に臨床研修を受けることができるよう、令和5年度の都道府県別の募集定員上限を定める際、必要な定員を千葉県に加算するとともに、当該定員に係る研修医の募集及び採用の決定は、医師臨床研修マッチング前に行うことを検討してはどうか。
その際、当該定員の活用状況について、当部会でフォローアップすることとしてはどうか。

參考資料

令和3年度からの臨床研修医募集における都道府県別の募集定員上限の見直しについて

背景

- 平成16年度に新たな医師臨床研修制度が導入されて以降、研修医が特定の地域に集中しやすい状況にあるとの指摘がされていた。
- 平成22年度から都道府県別の募集定員上限を設けられ、平成27年度の研修からは全国の募集定員の合計を研修希望者数に徐々に近づける目標設定をすることで、研修医の都市部への集中が是正されるよう取り組みが行われていた。

今回の見直しに至る経緯

- 令和3年度からの定員の算出については、平成30年の医師臨床研修部会報告書において、医学部入学定員による募集定員の算定に当たっては一定の上限を設けること、地理的条件等の加算を増加させること等により、全体として大都市圏の都府県の募集定員を圧縮し、それ以外の道県の募集定員を確保することとされた。
- さらに、令和元年11月の医師需給分科会で、臨床研修内定者数の傾向から現行の定員配置の方法では、偏在是正効果が弱まっている事が指摘されたことを受け、平成30年の医師臨床研修部会報告書とりまとめ後に医師偏在指標等のより精緻な指標が公表されたこと等を考慮し、令和2年1月の医師臨床研修部会において、下記の計算方法の見直しが決定された。

令和3年度研修からの都道府県ごとの定員の算出方法

■ 全国の募集定員上限

$$\text{研修希望者数} \times 1.09^{※1} + \text{前年度の定員上限と募集定員の差分} \times 4/5^{※2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■ 各都道府県の募集定員上限

①人口分布

都道府県の人口/全国の総人口

②医師養成状況

医学部の入学定員/全国の医学部入学定員

研修医総数を①と②の多い方の割合で按分

③地域枠による加算

$$\text{奨学金貸与者数} \times 1.09^{※1}$$

倍率の外側での加算を縮小し、
厳格な定員管理を可能とする

採用実績による加算を廃止し、
新規に導入

④地理的条件等の加算

- (1)100kmあたり医師数^{※3}
- (2)離島の人口^{※3}
- (3)医師少数区域の人口^{※4}
- (4)都道府県間の医師偏在状況^{※5}

より精緻な指標による加算に変更

人口分布による算出の1.2倍を限度とする

前年度採用数+5 から変更

⑤激変緩和(前年度の採用数保障)

①～④の合計が前年度の採用実績に満たない場合、前年度採用数を当該都道府県の上限とする

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
※4 残りの定数に 都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口 をかけた数を加算
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分